

## 尼崎市住宅耐震改修促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尼崎市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)

第22条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定める。

(補助対象住宅の要件)

第2条 補助対象住宅は、要綱に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

- (1) 現況において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条に規定する措置が命じられている住宅
- (2) 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅
- (3) 国、地方公共団体その他これらに準ずる者(独立行政法人、本市以外が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人)の所有に属する住宅

2 補助対象住宅は、前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 2以上の建築物が一体となって一つの戸建住宅を形成している場合においては、建築物ごとに補助対象住宅となるか否かを判断するものとする。ただし、それぞれの建築物が要綱第2条第1号に規定する住宅の要件を満たしていない場合であっても、同号ア、イ又はウのいずれか一つ以上の設備要件を満たし、かつ、全体として同号の設備要件を満たしている場合は補助対象住宅とみなす。なお、この号の規定を適用する場合の補助金の額は、補助対象住宅となる建築物が複数棟であっても、戸建住宅一棟分の額を限度とする。
- (2) 安全性が低いと診断された構造上分離された部分がある住宅において、その一部のみの耐震改修工事を行おうとする場合においては、耐震改修工事を行わない部分の日常的利用頻度が著しく小さい場合に限り補助対象住宅とする。
- (3) 店舗等併用住宅において、住宅以外の用に供する部分が構造上分離されている場合においては、当該部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であっても、住宅の用に供する部分を補助対象住宅とみなす。
- (4) その他共同住宅で構造上分離された部分がある場合(1の建築物が構造上分離されている場合又は1の敷地に2以上の建築物で形成されている場合)において、構造上分離された部分ごとに耐震基準を満たす場合においては、部分ごとに補助事業を複数年度に分けて取り扱うことができるものとする。なお、この場合における補助限度額は、耐震改修工事を行う構造上分離された部分の補助対象者が所有する住宅の戸数を基に算定するものとする。
- (5) 耐震改修工事に伴い、構造上一体増築を行う場合においては、増築後の建築物の構造方法が建築基準法の規定に適合していること。

3 住宅耐震改修工事費補助又は防災ベッド等設置助成事業の補助対象住宅は、この補助事業又は兵庫県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(住宅耐震改修計画策定費補助、

簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る）、簡易な耐震改修定額助成又はシェルター型工事費補助を除く。）の補助金の交付の対象とされた住宅でないものとする。

- 4 簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助又はシェルター型工事費補助の補助対象住宅は、この補助事業又は兵庫県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）の補助金の交付の対象とされた住宅でないものとする。

（補助対象者の要件）

第3条 補助対象者は、要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 申請者（要綱第5条の補助金の交付の申請をする者をいう。以下同じ。）以外に所有権を有している者（以下「権利者」という。）が存する場合においては、耐震診断及び耐震改修計画策定又は耐震改修工事を行うことについて当該権利者全員（生計を一にする同居の親族を除く。）の同意が得られていること。この場合においては、交付申請（要綱第5条の補助金の交付の申請をいう。以下同じ。）時に当該同意を証する書類を添えるものとする。
- (2) 所有者が死亡している場合においては、耐震診断及び耐震改修計画の策定又は耐震改修工事を行うことについて他の相続人全員の同意が得られていることを前提に、相続人の代表者を補助対象者とみなす。この場合においては、交付申請時に所有者の死亡が確認できる書類及び被相続人と相続人との関係がわかる戸籍謄本等の写しを添えるものとする。
- (3) 所有者が病気又は高齢の場合その他の市長がやむを得ないと認める特別の事情がある場合においては、所有者の親族（兵庫県内に居住しているものに限る。）を補助対象者とみなす。この場合においては、交付申請時に当該特別の事情があることが確認できる書類及び所有者と親族との関係がわかる戸籍謄本等の写しを添えるものとする。
- (4) 交付申請後に申請者が死亡した場合又は補助事業者が死亡した場合においては、当該申請者又は補助事業者の相続人の代表者に限り、補助事業を引き継ぐことができるものとする。この場合においては、補助事業を引き継ぐ者は、申請者又は補助事業者が死亡した旨を次に掲げる書類の提出により速やかに市長に報告するものとし、かつ、要綱及びこの要領中申請者又は補助事業者に関する規定は、当該補助事業を引き継ぐ者に適用があるものとする。
  - ア 相続人代表者指定（変更）届（様式第相続1号）
  - イ 申請者又は補助事業者と補助事業を引き継ぐ者との関係が確認できる書類（被相続人と相続人との関係がわかる戸籍謄本等の写し）
  - ウ 住宅耐震改修工事費補助又は簡易耐震改修工事費補助にあつては、補助事業を引き継ぐ者の所得証明書
  - エ 申請者又は補助事業者の相続人が複数ある場合においては、補助事業を引き継ぐ者が耐震診断及び耐震改修計画策定又は耐震改修工事を行うことに対する他の相続人全員の同意を証する書類
- (5) 暴力団等（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第7条第1項に規定する暴力団等をいう。）でないこと。

(附帯工事)

第4条 要綱第2条第2号ただし書に規定する著しい機能向上に係る工事は、耐震改修工事に伴い必要となる建具の取替等により、従前の建具等の性能を向上させること(質を向上させたり、サイズを大きくしたりすること等)をいう。

2 同号カに規定する劣化の改善となる工事は、次の各号に掲げる構造の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 木造 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2004年改訂版、2012年改訂版、2025年改訂版)による「劣化事象」の改善
- (2) 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」(2001年版、2017年改訂版)による「経年指標」の改善
- (3) 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」(2009年改訂版)による「経年指標」の改善

(補助対象経費等)

第5条 共同住宅で増築を伴う場合においては、増築部分に係る住宅耐震改修工事費補助の補助対象経費は、建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に係る工事に要する費用とする。

2 戸建住宅で増築を伴う場合においては、住宅耐震改修工事費補助及び簡易耐震改修工事費補助の補助対象経費は、既存部分に係る耐震改修工事に要する費用に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。

3 共同住宅で耐震改修工事の前後で補助対象者が所有する住宅の戸数に増減がある場合においては、住宅耐震改修工事費補助の補助限度額は、耐震改修工事後の補助対象者が所有する住宅の戸数を基に算定するものとする

4 共同住宅の場合においては、補助対象経費は、原則として、補助事業に要する費用を補助対象者が所有する住宅の専有面積の合計の延べ面積に対する割合により按分して算定するものとする。

5 店舗等併用住宅の場合においては、補助対象経費は、住宅の用に供する部分に係る補助事業に要する費用に限るものとし、住宅以外の用に供する部分に係る補助事業に要する費用は含まないものとする。ただし、戸建住宅の場合においては、住宅以外の用に供する部分に係る補助事業に要する費用を含むものとする。

6 前項の補助対象経費は、原則として、補助事業に要する費用を住宅の用に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合により按分して算定するものとする。

7 簡易耐震改修工事費補助の補助対象経費は、改修前の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用を原則とする。ただし、改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定を補助事業者自らが実施する場合においては、耐震改修工事に要する費用のみを補助対象経費とすることができるものとする。

8 住宅耐震改修工事費補助で補助対象住宅がこの補助事業又は兵庫県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成又はシェルタ

一型工事費補助に限る。)の補助金の交付の対象とされたものである場合においては、補助金の額は、過去に受けた補助金の額を控除するものとする。

9 簡易耐震改修工事費補助で補助対象住宅がこの補助事業又は兵庫県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(住宅耐震改修計画策定費補助に限る。)の補助金の交付の対象とされたものである場合においては、補助対象経費は、改修前の耐震診断及び耐震改修計画の策定に要する費用を含まないものとする。

10 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による過去の診断を改修前の耐震診断に代える場合においては、住宅耐震改修計画策定費補助及び簡易耐震改修工事費補助の補助対象経費は、改修前の耐震診断に要する費用を含まないものとする。この場合においては、交付申請時に当該過去の診断の結果に係る報告書等の写しを添えるものとする

(添付書類の有効期限)

第6条 交付申請等の際に添付する書類の有効期限は、申請等の日から起算して3か月以内とする。ただし、建築確認通知書、検査済証、所有者の死亡が確認できる書類その他これによる必要がないと認められる書類については、この限りでない。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第相続1号(要領第3条関係)

## 相続人代表者指定(変更)届

年 月 日

尼崎市長 様

相続人代表者

住 所

フリガナ

氏 名

電話 ( ) 相続分 /

被相続人からみた続柄 配偶者・子・その他( )

年 月 日尼建指第 号の をもって交付決定のあった(令和  
年 月 日に交付申請をした)令和 年度住宅耐震改修促進事業について、次のと  
おり事業を引き継ぐ代表者を要領第3条第4号の規定により提出します。

被相続人	亡くなった方の氏名		死亡時の住所	死亡年月日	
	フリガナ			年 月 日	
相続人 (相続人代表者を除く)	氏 名		住 所	被相続人からみた続柄	相続分
	フリガナ				/
	フリガナ				/
	フリガナ				/
	フリガナ				/
	フリガナ				/

※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了解を得ていただければ代筆でも構いません。

相続分の欄は確定している場合のみご記入ください。

※この届は、民法上の相続や相続税とは何ら関係ありません。